

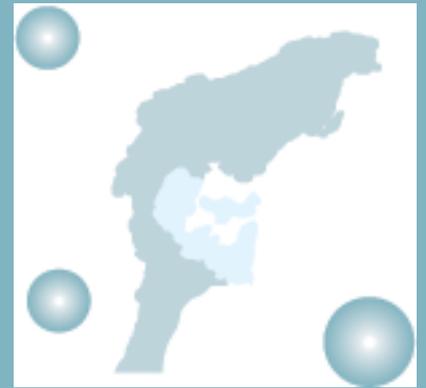
情報ランド



自衛官等募集

募集種目と受験資格

- ① 2等陸海空士
18歳～27歳未満の男女
 - ② 一般曹候補生
18歳～27歳未満の男女
 - ③ 航空学生(海・空パイロット)
高卒(見込み含む)～21歳未満の男女
- 女
受付期間
8月1日(水)～9月7日(金)
☆年齢は平成20年4月1日現在
※お申し込み・お問い合わせは
自衛隊石川地方協力本部
七尾出張所 ☎53-1691



七尾市統計協会会員および統計調査員募集

七尾市統計協会

七尾市統計協会では、新規会員を募集しています。各種統計調査の実地調査以外に、研修会などを開催しています。統計調査に興味のある方は、経験は問いませんので、お気軽にお問い合わせください。

また、随時各種統計調査の調査員を募集しています。

業務内容
各種統計調査の調査票配布や回収

条件
20歳以上で責任を持って調査事務を行える方。ただし、警察、税務および選挙に直接関係する方は除く。

報酬 国の基準に基づき支給
※お問い合わせは
七尾市統計協会事務局
企画経営課内 ☎53-1117

市の人口

平成19年5月31日現在
先月比較

世帯	21,916世帯	(15)
人口	61,562人	(△ 2)
男	29,154人	(△ 2)
女	32,408人	(0)
転入	107人	転出 103人
出生	47人	死亡 54人
その他	1人	

七尾鹿島広域圏事務組合 公立能登総合病院職員募集

募集職種・採用予定数

臨床検査技師	1人
薬剤師	2人
管理栄養士	1人
社会福祉士	1人
臨床工学技士	若干名
看護師及び助産師	27人
診療情報管理士	1人
病院事務職員(大学卒)	2人

募集期間
7月12日(木)～8月17日(金)

第1次試験日 9月16日(日)

※受験資格等申込書の請求・お問い合わせは
公立能登総合病院総務課職員係
☎52-8749

納税のお知らせ

固定資産税 2期
国民健康保険税 1期
☆納期限は 7月31日(火)です。

愛の献血

今月はお休みです。

第39回全能登私の主張 発表大会発表者募集

発表者募集

社会生活の中での体験や、学んだことを発表しませんか。

論題
自由。ただし、趣旨に沿うもの

出場資格
能登地区に居住(勤務、在学者含む)する青少年及び一般の方

大会日時 9月9日(日)
9:30～

会場 七尾サンライフプラザ 大ホール

募集部門
・第1部 中学生
・第2部 高校生
・第3部 一般

申込期間 8月10日(金)まで
※お申し込み・お問い合わせは
文化振興課(中島文化センター)
☎66-2325

七尾市総合計画審議会委員募集

七尾市では、10年後の将来像やそれに向けての各種施策について定める「七尾市総合計画」を策定します。計画の策定について、さまざまな視点から意見を募り、広く市民の参加を得るため「七尾市総合計画審議会委員」を募集します。

募集人員 若干名

任期 2年

応募できる方

- (1) 市内に住所を有する20歳以上の市民であること。
- (2) 年5回程度開催する審議会に出席可能であること。
- (3) 自薦・他薦は問いません。

応募期間 7月2日(月)～31日(火)

☆郵送、FAX、メールでの応募も可能。郵送の場合は、当日消印有効。

応募方法 下記の書類を提出してください。

- (1) 応募申込書〔市ホームページに掲載〕
- (2) まちづくりレポート(400字程度) ☆様式は問いません。
「七尾市のまちづくりと市民の役割について」

※お問い合わせ・応募先

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市企画政策部企画経営課(市役所4階)

☎53-1117 FAX53-1819

kikaku-k@city.nanoo.lg.jp

地域密着型サービス拠点 設置運営希望者募集

七尾市では、「七尾市地域介護福祉空間整備計画」に基づき、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めます。

計画推進にあたり、平成19年度の地域密着型サービス拠点設置運営希望者を募集します。

平成19年度 整備圏域

「徳田・高階・田鶴浜」圏域

平成19年度 整備予定施設 小規模多機能型居宅介護拠点

1施設

募集期間

7月10日(火)～8月10日(金)

応募資格

法人格を有する者

応募要項

市ホームページに掲載並びに、高齢者支援課までご請求ください。

※お問い合わせは

高齢者支援課 ☎53-8451



健康・福祉

今月は、国民健康保険税の 納税通知書を発送します

今年度から、国民健康保険税の一部が次のとおり変わります。

①国民健康保険税の医療分基礎課税額の限度額が、「53万円」から「56万円」になります。

②市県民税の65歳以上の方の経過措置として、保険税の負担が増加する被保険者には、次の金額が公的年金額から特別控除されます。

・平成19年度 7万円
(税額で、5,600円の減額)

☆こんなときは、保険課に届け出を
・国保の被保険者の方が、会社等に就職したとき

・国保の被保険者の方が、転入、転出したとき(市民課に届出)

・会社を退職して、職場の健康保険などをやめたとき

・会社等の健康保険の被扶養者になつたとき、または被扶養者からはずれたとき

☆こんなときは、保険課に申請を
・2割軽減の対象の方 後日申請用紙を郵送

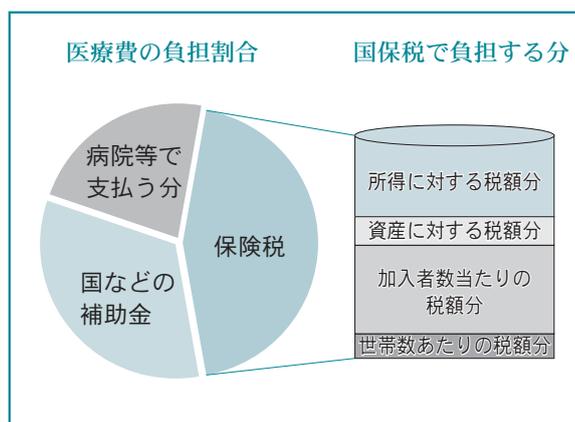
・被災等による減免制度あり

平成20年4月から

70歳から74歳の所得区分が「一般」、「低所得」に該当する方の医療費負

担が1割から2割に変わります。

国民健康保険税の算出方法



病院などにかかり、窓口で支払うお金は医療費の一部で、残りは国民健康保険が負担しています。その内4割近くを国民健康保険税でまかします。

その国民健康保険税分を負担できるよう所得、資産、加入者数、世帯数それぞれに対し、率や額を決定します。

※お問い合わせは

保険課(ミナ、ケル2階)

⑦番窓口 ☎53-8420